

～外貨関連～

国家発展改革委員会、 企業の中長期外債管理を厳格化、 届出登記制から審査登記制へ、オフショア債も対象に

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

国家発展改革委員会は、2023年1月10日付で『企業の中長期外債審査登記管理弁法』（発改委令[2023]56号、以下『弁法』）を公布し、同年2月10日に施行するとしました。『弁法』は2015年公布の『企業外債発行の届出登記制管理改革の推進に関する通知』（発改外資[2015]2044号、以下『通知』）及びその後の『企業の~~外債借用届出登記~~手續指南』『企業の~~外債発行の届出登記~~手續指南』（以下『指南』）などの実務手引を統合したもので、企業を対象にそのオフショア債を含めた中長期外債（期間1年超）に対する発行前後の監督・管理強化が骨子です。今回の『弁法』の施行により、『通知』は失効となります。

昨年、不動産セクターにおいて中国のオフショア債のデフォルトが相次ぎ発生したことを受け、当局は外債リスクの防止や「企業の本土外での資金調達の健全で秩序ある発展」に向けた取り組みの一環として『弁法』を制定し国内企業のオフショア債を正式に監督・管理の対象にした上で、管理手法も届出登記制から審査登記制へと厳格化しました。企業にとって、『弁法』施行後はデフォルトリスクの抑制により国際的な信頼が高まることが予想されますが、審査登記制の導入により関連手續の所要時間が大幅に増えるため、スケジュール管理に注意する必要があります。

従来の規定に比べ『弁法』の大きな変更点は下表の通りです。詳細については次頁をご参照ください。

項目	内容	
管理手法	変更点	中長期外債（期間1年超）の管理手法を届出登記制から審査登記制へと厳格化
	備考	2015年の『通知』により外債枠の審査・承認制から届出登記制に緩和されたものの、今回の『弁法』により審査登記制へと再び厳格化
管理対象	変更点	<u>レッドチップ企業（中国本土系海外法人）の中長期外債を正式に監督・管理の対象に</u>
	備考	管理対象について、『通知』では「国内企業及び支配する国外企業又は分支機構が国外で借用した期間1年超の債務ツール」とし、『弁法』では上記「支配」の定義を明確化、「国内企業が間接的に国外で借用した外債」も適用対象であることを明記
登記の義務化	変更点	<u>発展改革委員会発行の「企業外債借用審査登記証明」を外債関連手續の必須書類に</u>
	備考	『弁法』では企業が「外債借用審査登記証明」をもって外貨登記、口座開設、資金受払と為替、資金使用等の関連手續を行うと規定。「外債借用審査登記証明」がなければ関連部門は関連手續を取り扱わず、金融機関は関連業務を取り扱わない旨を明記

（『弁法』『通知』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

『弁法』は総則、外債規模及び使途、外債審査登記、外債リスク管理及び事中・事後監督管理、法律責任、附則の6章37条からなります。外債管理の範囲、審査登記プロセス、申請変更などの事項について、従来の規定を踏まえより一層明確化、細分化しました。また規定に違反した企業及びその主要責任者に対する懲戒措置を明確にしました。

外債定義を明確化・債務ツールを細分化

企業の中長期外債について、2015年の『通知』では「国内企業及び支配する国外企業又は分支機構が国外から借り入れた、約定に基づく元利返済の期間1年超の自国通貨建て又は外貨建て債務ツール」と定義していましたが、「企業」の種類及び「支配」については定義を明確にしていませんでした。

『弁法』では、「企業」について「各種形態の非金融企業と金融企業を含む」とし、「支配」については「企業の議決権を過半数以上直接または間接的に有する、あるいは議決権を過半数以上有していないが企業の経営、財務、人事、技術などの重要事項を支配することができる」と明確にしたほか、債務ツールにはシニア債、永久債、中期手形、商業ローンなどを含むとし、『通知』の「国外で発行した債券、中長期国際商業ローンなど」とする内容をより細分化した形となっています。

項目	『弁法』	変更点
適用対象 関連定義	✓「企業」とは各種形態の非金融企業と金融企業を含む	企業の種類を明確化
	✓「支配」とは企業の議決権を過半数以上直接または間接的に有する、あるいは議決権を過半数以上有していないが企業の経営、財務、人事、技術などの重要事項を支配することができる	「支配」の定義を明確化
債務 ツール	✓ <u>シニア債、永久債、劣後債券、中期手形、転換社債(CB)、他社株転換債(EB)、ファイナンスリース及び商業ローン</u> などを含むが、これらに限られない	『通知』の「国外で発行した債券、中長期商業ローンなど」より細分化

(『弁法』『通知』などに基づき、中国アドバイザー部作成)

オフショア債も管理対象に

2015年の『通知』ではレッドチップ企業(中国本土系海外法人)の中長期外債は管理対象外とされていましたが、その後公布された『指南』では「レッドチップ企業が期間1年超の外債を発行した場合や、中長期クロスボーダーローンなどを借用した場合は届出登記が必要である」と決めました。

『弁法』では、「国内企業が間接的に国外で外債を借用することにつき当該『弁法』を適用する」と明記し、国外企業の債券、商業ローンが登記の対象であるか否かの判断基準を「主に国内で経営活動を行っている」とし、レッドチップ企業の中長期外債を正式に監督・管理の範囲に加えました。

項目	『弁法』	変更点
オフショア 債券	✓ <u>国内企業が間接的に国外で外債を借用することにつき当該『弁法』を適用する</u> 「国内企業が間接的に国外で外債を借用する」とは、主に国内で経営活動を行っている企業が国外で登記した企業の名義で、国内企業の持分、資産、収益またはその他の類似権益に基づき国外で債券を発行すること又は商業ローンなど借用することを指す	国内企業が間接的に国外で借用した外債も登記の対象であることを明記

(『弁法』『通知』などに基づき、中国アドバイザー部作成)

起債企業の資格要件を追加

起債の資格要件について、『弁法』では企業、支配株主、実質支配者の直近3年のコンプライアンス遵守状況に対する具体的な要求を新たに追加しました。

項目	『弁法』	変更点
資格要件	✓ 法に基づき設立され、かつ合法的に存続し、コンプライアンスを遵守し経営を行い、健全でかつ運営良好な組織を有する	新規追加
	✓ <u>合理的な外債資金のニーズがあり</u> 、用途が前述の規定に合致し、信用状況が良好で、債務返済能力と健全な外債リスク防止・制御メカニズムを有する	「合理的な外債資金のニーズがあること」を新規追加
	✓ <u>企業及びその支配株主、実質支配者は最近3年間、汚職、賄賂、財産横領、財産流用又は社会主義市場経済秩序を破壊した刑事犯罪がない。或いは犯罪の疑いまたは重大な違法・規定違反の疑いで法に基づき立件調査された状況がない</u>	新規追加

(『弁法』 『通知』 などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

新規・変更申請の審査期限を明確化

『弁法』では申請の受理プロセスを細分化した上、新規申請の審査期限を受理日から3ヶ月以内、変更申請の審査期限を受理日から20営業日以内と明確にしました。また規定に適合しない登記申請に対して登記不可の書面通知を発給し、かつその理由を説明するとしました。

また申請、報告などのルートについて、従来は「中長期外債の届出登記申請、情報報告、重大事項報告、問い合わせ・フィードバックなどは全てネットワークシステムを通じて行う」と規定されていましたが、『弁法』ではネットワークシステムの利用に適さない事項については書面での書類提出も認めました。

項目	『弁法』	変更点
審査期限	✓ 審査登記機関は受理日から3ヶ月以内に、規定に適合する登記申請に対し「審査登記証明」を発給する	新規申請の審査期限を3ヶ月と明確化
	✓ 審査登記機関は変更申請を受理した日から20営業日以内に、理由が十分である申請に対し変更承認の書面決定を下さなければならない	変更申請の審査期限を20営業日と明確化
企業への告知	✓ 審査登記機関が受理するか否かは、いずれもネットワークシステムを通じ企業に告知しなければならない。規定に適合しない登記申請について、登記不可の書面通知を発給し、かつ登記不可の理由を説明する	新規追加

(『弁法』 『通知』 などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

外債使途のネガティブリストを新規制定

企業は実需に応じ国内外で外債資金を使用することができます。『通知』では使途の方向性を定めポジティブリストを導入しましたが、『弁法』ではポジティブリストのほかに、直近公布された「個人情報保護法」「データ安全法」などに合わせ、使途を制限するネガティブリストも公布しました。

ネガティブリストでは「銀行類金融企業を除き、外債資金を他人に転貸してはならない。ただし審査登記申請資料に関連状況を記載し、かつ承認を得た場合を除く」としておりますが、これは外貨管理局の現行規定「外債資金につき非関連企業への貸付を禁止¹」と若干異なるため、実際の業務にあたっては関連の主管部門にご確認ください。

項目	『弁法』	変更点
ポジティブリスト	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外債資金の使用は本業に焦点を当て、国家重大戦略の着実な実行と実体経済の発展支援に有利でなければならない 	『通知』では「優先的に一帯一路、北京市・天津市・河北省の協同発展、長江経済ベルト、生産能力と設備製造の国際的な提携などの重要工事の建設と重点分野の投資に用いる」と明記
ネガティブリスト	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下の条件に合致しなければならない ①我が国の法令に違反しない ②我が国の国益や経済、情報データなどの安全を脅かしたり、損なったりすることはない ③我が国のマクロ経済コントロール目標に反しない ④我が国の関連発展計画と産業政策に反せず、地方政府の隠れ債務を増加させない ⑤損失補填や投機、誇大宣伝などの行為に用いてはならず、銀行類金融企業を除き、他人に転貸してはならない。ただし外債審査登記申請資料に関連状況を記載し、かつ承認を得た場合を除く ✓ 実際の使途は「審査登記証明」の記載内容と一致しなければならず、流用してはならない 	新規追加

(『弁法』『通知』などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

定期報告、重大事項報告を義務付け

従来、企業に対しては外債発行後の 10 営業日以内に国家発展改革委員会への発行関連情報の報告を求めていましたが、『弁法』では前述の報告に加え、半年ごとに外債資金の使用状況、元利償還状況、主要経営指標などに関する定期報告や、資産再編など債務の履行に影響を及ぼす可能性のある重大な事情が発生する場合の重大事項報告も求めました。さらに発展改革委員会がオンラインモニタリング、事情聴取、書簡による照会、抽出検査・確認などの方法を通じて監督・管理を実施する際、企業と仲介機構は協力する義務があると規定し、事前審査の強化に加え、外債発行時・事後監督を強化しました。これは昨年の不動産セクターを巡る中国オフショア債の相次ぐデフォルト発生を受けた対策とみられ、監督・

¹ 外貨管理局の規定では「経営範囲にて明確に認めている場合を除き、外債資金を非関連企業への貸付に用いてはならない」と定められています(匯発[2016]16号、匯発[2019]29号)。すなわち、関連企業への貸付は禁止されていません。

管理の強化を通じ早期にリスクを発見・予防する狙いがあります。

項目	『弁法』	変更点
定期報告	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業は毎年1月末と7月末前の5営業日以内に、ネットワークシステムを通じ審査登記機関に外債資金の使用状況、元利償還状況と計画、主要経営指標などを報告しなければならない ✓ 「審査登記証明」の有効期限満了後10営業日以内に、関連する外債借用状況を報告する 	新規追加
重大事項報告	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内外債務の返済リスク又は重大な資産再編など債務の正常履行に影響を及ぼす可能性のある重大な状況が発生する場合、企業は速やかに関連情報を報告し、リスク隔離措置を講じ、国内債務のデフォルトリスクの外部への波及とクロスデフォルトリスクを防止しなければならない 	新規追加

(『弁法』『通知』などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

留意点・所見

□ 「審査登記証明」取得前に十分な時間的余裕を確保

当局はオフショア債を含め期間1年を超える中長期外債の発行を計画する企業に対し、発展改革委員会からの審査を受け、承認取得を義務付ける方針です。企業は、『弁法』に基づき外債資金を引き出す前に「審査登記証明」を取得する必要があります。すなわち企業は起債後あるいは契約後に審査登記手続を行うことも可能となりました。ただし発展改革委員会による登記証明の発給は受理日から3ヶ月以内とされており、従来の届出登記制の受理日から7営業日以内に比べ所要時間が長くなるため、企業は十分な時間的余裕を持つ必要があります。なお登記証明の有効期限は依然として1年間となります。

従来の届出登記制は手続に要する時間が短かったことから、ここ数年、オフショア債発展の推進役となってきました。世界の経済情勢や欧米などの金融政策の影響を受け、オフショア市場での起債は不安定な環境にあります。審査登記制へ移行されることで今後は手続にさらに時間がかかることからオフショア債券の発行は大幅に鈍化することが予想されます。借換えが必要な場合、余裕を持ったスケジュールを立てる必要があります。

□ 「審査登記証明」が外貨管理局、金融機関の確認書類に

『弁法』では外債資金引出権利を行使する際は事前に審査登記を完了しなければならないことを強調しており、「企業は『審査登記証明』をもって外貨登記、口座開設、資金受払と為替、資金使用などの関連手続を行わなければならない。『審査登記証明』未取得の企業に対し、関連部門は関連手続を取り扱わず、金融機関は関連業務を取り扱わない」ことを明文化しました。これまで外貨管理局、金融機関は企業の外債関連業務を取り扱う際、発展改革委員会の届出証明の確認は必須ではありませんでした。『弁法』施行後、発展改革委員会の「審査登記証明」は外貨管理局での外債契約の届出・登記、金融機関での口座開設・資金引出などの確認書類になると考えられます。外貨管理局での契約届出・登記手続は契約後から引出日の3営業日前まで（一部の地域では15営業日前まで）とされるので、両部門の登記の順番を考慮し、申請時間を合理的に計画する必要があります。

なお実務面において、『弁法』には若干不確定な点があります。国内企業が間接的に国外で外債を借用することについて、「主に国内で経営活動を行っている企業は国外で登記した企業の名義で、国内企業の持分、資産、収益またはその他の類似権益に基づき国外で債券を発行すること又は商業ローンなど借用すること」と定義しましたが、「主に国内で経営活動を行っている」の判断基準を明確にしておらず、登記の対象に該当するか否かの判断が難しいため、実際の業務にあたっては関連の主管部門等にお問い合わせください。

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 経瀧

Tel：021-3855-8888 (Ext：1183)

E-mail：hao.jing@mizuho-cb.com



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。